

案件名：「清瀬市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに運営の基準に関する条例（案）に対する意見

平成25年2月1日(金)から平成25年2月15日(金)までの間、清瀬市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに運営の基準に関する条例（案）に対する意見募集を行った結果、1人の方から1件の意見が提出されました。1件をパブリックコメントとして取り扱います。

受付期間：平成25年2月1日(金)から平成25年2月15日(金)

健康福祉部高齢支援課介護サービス係

No.	受付日	受付方法	意見等の概要	回答
1	2月5日	メール	介護サービス事業者の指定においては、厳格かつ慎重に行われ、指定後においても頻繁にチェックを行い利用者が快適に過ごせるような事業者の指定を行っていただきたい。	地域密着型サービス事業者の指定においては、学識経験者等で組織する選定委員会を開催し、書類審査やヒヤリング等を行い介護サービス事業者の選考を行っています。 サービス事業所の指定後においては、国の基準省令や市の清瀬市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱に基づいて、集団指導や書面指導並びに事業所への実施指導を行い、介護サービス事業所の適正化を図っています。